

「日本スノーケリング協会」設立趣意書

Japan Snorkeling Association

1. 背景

スノーケリング (Snorkeling) とは、主に水中マスク、スノーケル、フィン、スノーケリングベストといった用具を身に付け、水面での浮力を十分に確保しつつ、水面上を漂うように移動し、口にくわえたスノーケル (パイプ状の呼吸管) を通して常に呼吸活動を継続しながら、水面から水中の様子を観察する活動のことを示します。

このスノーケリングは、スキンドайビングやスクーバ・ダイビングといった本格的なダイビングへの発展につながるとともに、最も手軽に親しみ易い活動としての特性を有している所から、「海への窓口」としての位置付けに相応しく、幅広い世代に対して一層正しい知識と技術の習得を組織的に展開し、誤った理解や早まった行動等による事故を防止すると共に、誰もが安心して取り組むことができ、自然や生物にも優しい活動としての普及を図る必要性が高いものと言えます。

生涯学習社会の形成を目指す我が国において、これらの社会的要請に応えるために、国内関係団体・組織による連携のもと「日本スノーケリング協会」を設立し、公認のスノーケリング指導者による体系立てた指導を展開するものです。

2. 目的

野外スポーツ関連団体及びダイビング関連団体による連携のもと、身近で安全な水辺活動としてのスノーケリングの指導を通し、海に恵まれた我が国における代表的な健全余暇活動ならびに生涯学習活動としての普及と定着を図ることを目的とする。

3. 設立

本協会は平成14年9月5日に設立され、以下の活動を行う。

4. 活動

1) 各種の社会教育組織、指導団体、青少年施設、学校、ならびに地域の独自性を尊重しつつ、生命の安全と環境の保護を第一とした視点による共通理解のもとで指導を実践することにより、全ての人々のための健全で楽しく親しみ易い活動としてのスノーケリングの普及と定着に努める。

2) 前項における内容の保持と確立を図るために、一定の基準に基づく認定業務を統括して実施する。

(1) スクール：スノーケリング指導機関

(2) エグゼクティブディレクター：スノーケリング講習会運営者；28才以上

(3) ディレクター：スノーケリング主任指導者；20才以上

(4) インストラクター：スノーケリング指導者；18才以上

(5) プールインストラクター：スノーケリング指導者；18才以上

(6) リーダー：スノーケリンググループをまとめ、指導者のアシスタントができるもの；
高校生以上

(7) シニア：スノーケリング愛好者；30才以上

(8) メイト：スノーケリング愛好者；高校生以上

(9) ジュニア：スノーケリング愛好者；中学生以下

※スクーバ・ダイビング公認指導員は、指導機関（スクール）での研修を修了した後に、ディレクターへ移行申請できるものとする。

※その他のスクーバ・ダイビング指導員は、インストラクターに移行申請できるものとする。

※ジュニアの認定を受けているものは、規定の年齢に達したときにメイトに移行申請できるものとする。

3) 器材メーカー、関係省庁・自治体、関係団体、各種企業等との交流を積極的に行い、公益的観点からの折衝業務を実施する。また国際的には我が国を代表する組織としての立場から、友好的な交流を実践する。

4) スノーケリングに関する保険契約について、組織的および公益的な立場から積極的に推進する。（スポーツ安全協会のスポーツ安全保険やその他の保険の活用）

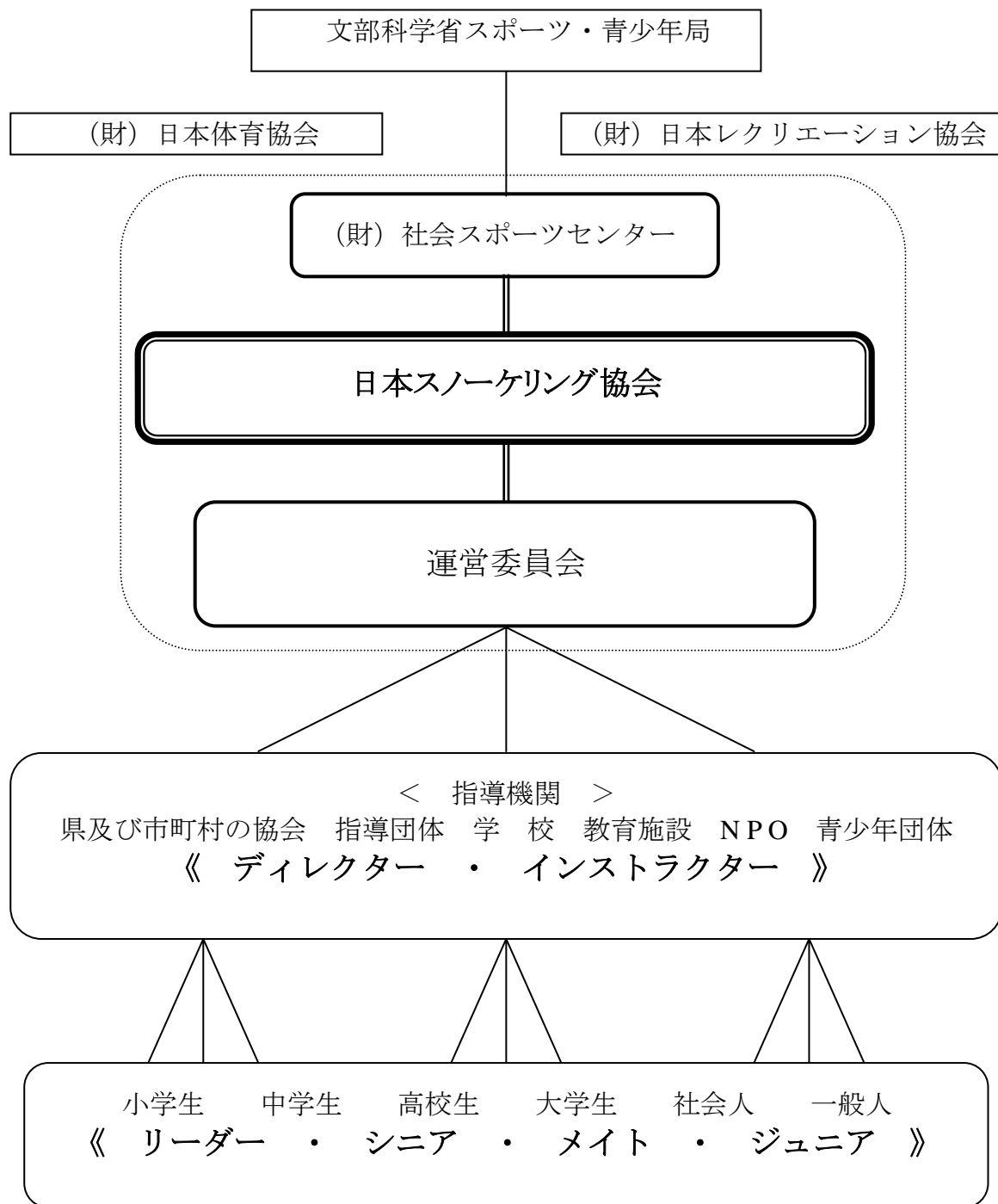
5) 安全確保をはじめ、全ての人々のための生涯学習活動としての位置付けにおける研究・開発事業を積極的に行い、その成果を社会に広く還元する。

6) 組織・メンバー間の情報交換を積極的に行い、連携して広く社会に対してスノーケリングに関する情報発信に努める。

7) スポーツダイビング選手権大会、スポレク祭等への参加、およびスノーケリング大会等各種行事の開催。

8) その他スノーケリングの健全な普及と定着に資する事業。

5. 組織



Snorkeling for All

生きる力 総合的学習 自然体験 環境教育 海洋学習
生涯学習社会 スポーツ振興基本政策 健康日本 21

21 世紀の国家施策を支える社会教育活動

6. 運 営

- 1) 事務局は、(財) 社会スポーツセンター内に置く。
- 2) 理事会は、ダイビング指導団体代表者 (スクーバ・ダイビング指導者審査事業委員会)、スポーツ及び教育機関代表者 (学識経験者・有識者)、器材メーカー代表者等によって構成する。
- 3) 認定証は、表面には指導団体や各スクール独自のデザインのもとにそのステイタスを明示し、裏面には個人データ及び協会によるオーソライズを明示する。また、指導団体やスクールによって認定証を作成しない場合は、日本スノーケリング協会へ申請し、協会が発行するものとする。
- 4) 各スクール (指導機関) には、1名以上のエグゼクティブディレクターの在任がなければならない。
- 5) スノーケリング指導者講習会を開催する際には、加盟団体 (都道府県スノーケリング協会) を通じて、日本スノーケリング協会事務局へ申請するものとする。
- 6) スクーバ・ダイビング公認指導員は、指導機関 (スクール) での研修を修了した後に、スノーケリングディレクターへ移行することができる。また、スクーバ・ダイビング公認上級指導員は、スノーケリングエグゼクティブディレクターへ移行することができる。また、その他のスクーバ・ダイビング指導員は、インストラクターに移行することができる。※但し、双方共にスクールを通じ、協会へ申請しなければならない。
- 7) 指導員は、万一の事故に備え賠償責任保険に加入しなければならない。保険に加入していることを協会が確認できない場合、認定の権限は凍結される。
※プールインストラクターに関して、本項は免除される。

7. 会 費

	(カード取得料金；税込み)
スクール認定	52,500 円／年次登録
エグゼクティブディレクター認定	21,000 円／3年有効
ディレクター認定	21,000 円／3年有効
インストラクター認定	10,500 円／3年有効
プールインストラクター認定	10,500 円／3年有効
リーダー認定	4,200 円／3年有効
シニア認定	3,150 円／3年有効
メイト認定	3,150 円／3年有効
ジュニア認定	1,575 円／3年有効
※スノーケラーのランクアップ	2,100 円

8. 教 材

原則として、申請されたスクール、団体はこの指導教本を使用する。教本と同等のものを持参しているところは、その限りではない。

- 1) スノーケリング指導者教本（指導者用）
- 2) スノーケリングハンドブック（スノーケラー用<リーダー、シニア、メイト、ジュニア>）

